I_{19} ＝ 0.026

I_{20} ＝ 0.02661

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

K_{20} ＝ 0.01597

K_{21} ＝ 0.019

K_{22} ＝ 0.019

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額

M_{21} ＝ 0.019

M_{22} ＝ 0.019

M_{23} ＝ 0.019

M_{24} ＝ 0.018

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

O_{21} ＝ 0.032

O_{22} ＝ 0.032

O_{23} ＝ 0.031

O_{24} ＝ 0.030

I_{19} ＝ 0.026

I_{20} ＝ 0.031

J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額

K_{20} ＝ 0.019

K_{21} ＝ 0.019

K_{22} ＝ 0.019

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額（平成 22 年度から平成 24 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）の額に相当する額

M_{21} ＝ 0.019

M_{22} ＝ 0.019

M_{23} ＝ 0.019

M_{24} ＝ 0.018

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 21 年度から平成 24 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

O_{21} ＝ 0.032

O_{22} ＝ 0.032

O_{23} ＝ 0.031

O_{24} ＝ 0.030